

巻 頭 言



「医療安全への道」

院 長 秦 温 信

医療機関における医療事故の発生を防止し、医療の安全を確保することは、医療における最も重要な課題となっている。平成14年には医療法施行細則の一部が改正され、「医療安全管理体制の確保を管理者に義務づける」ことになった。当院ではそれまでのMSM (Medical Safety Management) 委員会を母体にして平成16年より安全管理部が設立され、活発に活動している。中でも全職種を対象にワークショップ形式の「安全管理研修会」を企画・実行して職員への安全文化の啓発・普及に努めている。既に通算9回が終了しており、参加者には修了証をわたし、ネームカード（胸章）に修了のマークを付けている。

我が国のみならず世界各国においても医療安全に対する様々な対策が進められている。世界保健機構（World Health Organization、以下WHO）においても、患者安全対策を優先度高く位置づけ、各国の活動を協調・促進する計画が始まっている。WHOにおいて公式に患者安全促進に関する決定がなされたのは2002年5月の第55回総会においてであるが、一昨年5月に開催された第57回総会においてWorld Alliance for Patient Safetyという、世界における行動計画が提唱された。これは毎年見直されているが、この中でWHOは今後注力すべき6つの重点行動領域（Action Area）をあげている（Website：www.who.int/patientsafety）。

その第1は「清潔なケアは安全なケア」（Clean Care is Safety Care）、第2は「患者の主体的関わり」（Patient for Patient Safety）、第3は「患者安全用語の整理・分類」（Taxonomy for Patient Safety）、第4は「患者安全の研究」（Research for Patient Safety）、第5は「患者安全推進の方策」（Solutions for Patient Safety）、第6は「報告と学習のシステム」（Reporting and Learning）である。これらのうち第2および6が特に重要と思われるので少々説明する。

第2の「患者の主体的関わり」（Patient for Patient Safety）は、現在も行われているがさらに強化されるべき視点と思われる。患者の真のニーズに応じられる基盤を強化しなければならないことは当然であるが、同時に、患者は、安全施策の実施の上で重要な役割を担っている。患者が質問をしっかりと行ない疑問を解くこと、受けているケアに注意を

払い確認すること、ケアの決定に参加すること、などを促し、患者が医療により主体的に関わることによる安全推進を目指している。

第6の「報告と学習のシステム」(Reporting and Learning)は、これからより重視すべきもとと考えられる。患者安全を向上させるためには、インシデント・アクシデントを収集・分析し、そこから学ぶことが重要である。報告することで情報提供者が不利な立場に置かれないこと、報告された情報は建設的に用いられるべきであることも、ここで改めて強調されている。

ここで医療安全に関わる諸問題のうちで患者安全を主にとりあげたが、医療従事者の安全も十分に考慮される必要がある。医療圏全体でこれらの問題を共有して安全な医療環境の確立をめざすことにより地域での医療の質を確保することが重要になってくる。このような目的で「新さっぽろ医療安全推進協議会」が平成15年に設立され、札幌市医師会厚別区支部長直轄の組織として位置付けられている。活動方針としては、①研修会・講演会の開催(それぞれ年2回程度)、②札幌社会保険総合病院の安全管理ニュース・緊急情報の配信、③各医療機関からの相談に対する対応、などであり、安全をこの地域全体で確保しようとするものである。

医療安全対策は個人を対象に取り組むのではなく医療システム全体の問題として捉えることが重要であるとされているが、医療機関全体が患者の安全を最優先とする「安全文化」を醸成し、関係者全員が積極的に取り組むことがますます重要となってくる。しかしながら、医療費削減計画が進む我が国の現状では、はたして各医療機関が医療安全に対して十分に投資できるか極めて疑問である。医療政策の根元的問題とも言えるのである。